

契 約 書 （案）

1. 件 名 長崎港湾合同庁舎の清掃業務及び廃棄物処理業務委託契約
2. 契 約 金 額 金 円
(消費税は除く)
3. 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4. 委託業務場所 長崎港湾合同庁舎
長崎市松が枝町7番29号
5. 委託業務内容 仕様書のとおり

発注者 支出負担行為担当官 九州運輸局長 原田 修吾 (以下「発注者」という。) と
受注者 _____ (以下「受注者」という。) とは、各々対等な立場
における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 受注者は、長崎港湾合同庁舎の清掃業務及び廃棄物処理業務を行い、発注
者は、受注者にその対価を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承
継させてはならない。

(一括再委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせては
ならない。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第5条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請
け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相
手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金
額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 受注者が請負業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う
第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

3. 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しな

い。

(監督)

第6条 発注者は、この契約の履行に関し、監督職員に受注者の業務を監督させ、必要な承認又は指示を行うことができる。

2. 受注者は、監督職員の承認又は指示に従わなければならない。

(事情の変更による契約の変更等)

第7条 発注者及び受注者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。

2. 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、両者協議して書面により定めるものとする。

3. 本条第1項により本契約を変更した場合で、既に受注者が実施していた業務が必要なくなったときは、発注者は、受注者に対し、当該業務を実施するために必要とされた実費相当分を支払うものとする。

(検査)

第8条 受注者は、本業務を終了したときは、発注者にその旨を報告し、発注者の指定する検査職員（以下、「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2. 発注者は、前項の報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3. 受注者が第1項の検査に合格したときをもって、本業務は完了したものとする。

4. 受注者は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け、本業務を完了させなければならない。

5. 前項の場合において生じる一切の費用は、受注者の負担とする。

(契約代金の請求及び支払)

第9条 受注者は、第8条による検査に合格したのち、支払請求書をもって請負代金を請求するものとする。なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

また、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

2. 発注者は受注者から適法な支払い請求を受理したときは、受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を受注者に支払わなければならない。

(遅延利息)

第10条 発注者の責に帰すべき事由により、支払が遅延した場合は、受注者は発注者に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律

第 256 号)」の定めるところにより、遅延利息として請求することができる。

ただし、その金額に 100 円未満の端数があるとき、又は、その金額が 100 円未満である時は、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第 11 条 受注者の責に帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、違約金を付して履行期限を延長することができる。

2. 前項の違約金は、期限の翌日から起算して、契約内容の実行当日までの遅延した契約内容に相当する金額に対して、年 3.0% の割合で計算した額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 12 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
2. 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（解除）

- 第13条 発注者は、受注者が正当な理由なく本契約の条項に違反し、改善勧告にもかかわらず改善が見られないときは、書面により通告し、本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合、受注者は、解除部分に対応する契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
3. 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

（発注者の解除権）

- 第14条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）

に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 受注者は、第7条第1項の事情変更による契約変更の場合には、発注者に対して損害賠償の請求をできないものとする。

ただしこの場合、受注者は、発注者に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額、及び業務を実施するために必要とした実費額を請求できるものとし、この場合は第8条から第10条までの規定を準用するものとする。

2. 前条第1項の規定による解除の場合は、発注者は、受注者に損害賠償を請求できるものとする。
3. 受注者は、本契約の履行するに当たり、自らの故意又は過失により、発注者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその損害の賠償を行うものとする。
4. 受注者は、本契約の履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは受注者の負担においてその損害の賠償を行うものとする。

ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

5. 発注者は、自らの故意又は過失により、受注者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとする。
6. 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、両者協議の上定めるものとする。

(秘密の保持)

第16条 発注者及び受注者は、相手の承諾を得ないで本契約に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。

(紛争の解決)

第17条 本契約について、両者協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決の斡旋を求めるものとする。

2. 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、発注者と受注者との平等の負担とする。

(補則)

第18条 本契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、両者協議して決定するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、発注者及び受注者が両者間において記名押印のうえ、各一通を保持する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1
支出負担行為担当官
九州運輸局長 原田 修吾

受注者